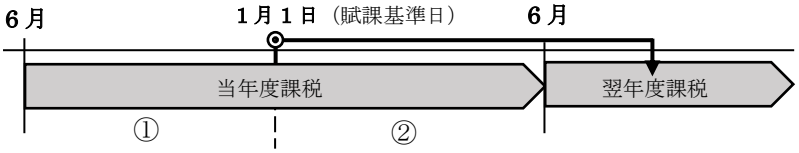
特別徴収義務者（給与支払者）の皆さまへ

富士市役所　財政部市民税課

従業員の方が退職し出国される場合は、納税管理人の申告（申請）指導と市民税・県民税・森林環境税の納税（一括徴収）に御協力をお願いします。

納税義務者が国外へ転出するときは、納税義務者に代わって納税に関する全ての手続（書類の受領、納税や還付金の受領など）を行う人（＝納税管理人）を指定しなければなりません。納税管理人は個人又は法人を指定することができます。個人の場合、親族関係があることは問いませんので、お知り合いや御友人を指定することもできます。

所得税とは別に届出が必要となります。



«特別徴収している方が出国する場合»

① 退職・出国時期が６月から１２月までの間

この期間における当年度の未徴収税額は、最後の給与から一括徴収をお願いします。万が一、一括徴収ができない場合は、納税義務者に納税管理人の申告（申請）をするようお伝えください。

なお、翌年度の市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

② 退職・出国時期が１月から５月までの間

この期間における当年度の未徴収税額は、最後の給与から一括徴収をすることが法令で定められています。

また、翌年度の市民税・県民税・森林環境税が課税される可能性があるため、納税義務者に納税管理人の申告（申請）をするようお伝えください。

! 注意

- **未徴収分を一括徴収せず普通徴収にし、口座振替の手続をした場合**

 指定の口座にて納付は可能ですが、納税通知書等を受け取る納税管理人の申告（申請）が必要です。

- **納税管理人の手続が済んでいない場合**

 出国以前に在籍されていた事業所に、納税管理人に該当する方がいないか確認させていただくことがあります。

«納税管理人の届出の申告に必要なもの»

- **納税管理人申告(申請)書　（書類は右の QR コードから取得できます）**

 納税管理人を富士市に住民登録がある人・富士市の事業所とする場合→納税管理人（変更）申告書

 納税管理人を富士市外に住民登録がある人・富士市外の事業所とする場合→納税管理人承認（変更）申請書

- **納税義務者の本人確認に必要な書類（コピー可）**

 マイナンバーカードをお持ちの方・・・マイナンバーカード（両面）

 マイナンバーカードをお持ちでない方・・・個人番号記載書類+運転免許証等

 納税管理人が納税管理人申告(申請)書を提出する場合・・・納税義務者の個人番号確認書類+納税管理人の運転免許証等

 ※郵送で提出する場合はコピーしたものを同封してください。

- **印　鑑**

 ※自書しない場合は納税義務者と納税管理人の押印が必要です。（印鑑を保有していない等の場合、御相談ください。）

«納税管理人の申告(申請)の動画での説明について»

右のQRコードで表示される「給与支払報告書の書き方及び提出方法について」の(6)市民税課からのお知らせの中でも説明しています。御覧ください。

様式は富士市ウェブサイトhttps://www.city.fuji.shizuoka.jp/
情報ナビゲーション　もっと見る→税金→市民税→市民税（個人）
→個人の市民税・県民税関係提出書類　　に公開しております

納税管理人承認（変更）申請書

令和　○○年△△月□□日

（宛先）富士市長

納　税　義　務　者
（特別徴収義務者）

本来の送り先となる方の住所・氏名を自書、又は記名押印してください。

住　　所
（所在地）　富士市永田町一丁目100
氏　　名
（名　　称）　○○○　▲▲▲
個 人 番 号
（法人番号）
（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

次の者を納税管理人に定め（変更し）ましたので申請します。

管理していただく税金の税目を記入してください

税　目			固定資産税・都市計画税　軽自動車税　市民税・県民税・森林環境税　国民健康保険税
納税管理人	新	住　所 （所在地）	富士宮市弓沢町1234番地 （電話054-455-0000）
		氏　名 （名　称）	○○○　■▲●
	旧	住　所 （所在地）	
		氏　名 （名　称）	

今後納税通知書の送り先となる方の住所・氏名を記入してください。

承　　諾　　書

上記納税義務者（特別徴収義務者）の納税管理人となることを承諾します。

令和○○年△△月□□日

氏　　名　○○○　▲■●
（名　　称）
（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

今後納税通知書の送り先となる方の氏名を自書、又は記名押印してください。

市確認欄　※確認後は資産税課へ

資産税課	市民税課	国保年金課